

## 設 計 書

令和 7 年度

名 称 : 芦田川流域下水道芦田川浄化センター  
ボイラー室棟No.5汚泥熱交換機熱交換洗浄弁等  
修繕業務

場 所 : 福山市箕沖町106番地

工 期 : 契約締結日の翌日 ~ 令和 8年 3月 20日

設計年月 : 令和 7年 5月 設計

公益財団法人 広島県下水道公社 福山支所

芦田川浄化センター

## 概 要

No.5汚泥熱交換機に付隨する、洗浄弁及び洗浄止水弁の修  
繕を行い、機能回復を図る。







第1号明細書 機器費

(1/2)

第2号明細書 材料費

第2-1号内訳書 直接材料費

(2/2)

第3号明細書 費務労

(1/2)  
要

第4号明細書 直接経費

#### 第4—1号内訳書 機械経費（積上げによる計上）

第5号明細書 仮設費

第5—1号内訳書 仮設費（積上げによる計上）

第6号明細書 共通仮設費

## 第6—1号内訳書 共通仮設費（積上げによる計上）

## 仕様書

1. 名称  
芦田川流域下水道 芦田川浄化センター  
汚泥消化設備 No. 5 汚泥熱交換機熱交換洗浄弁等修繕業務
2. 場所  
福山市箕沖町106番地
3. 期間  
契約締結の翌日から令和 8年 3月 20日迄とする。
4. 概要  
No. 5 汚泥熱交換機に付随する、熱交換洗浄弁及び熱交換洗浄止水弁の取替えを行い、機能の回復を図る。
5. 提出書類  
別紙修繕業務提出書類一覧表のとおり。
6. 作業内容  
No. 5 汚泥熱交換機  
熱交換洗浄弁の取替 2台  
Φ200 空気作動式偏心構造弁（既設：（株）栗本鉄工所 EC-20AKT）  
熱交換洗浄止水弁の取替 2台  
Φ200 空気作動式偏心構造弁（既設：（株）栗本鉄工所 EC-20AKT）
7. 一般事項  
別紙のとおり。
8. 特記事項
  - (1) 修理の実施内容については、機械設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、日本下水道事業団の機械設備工事一般仕様書・電気設備工事一般仕様書及び日本工業規格（JIS）に基づく対象機器の設備基準に従うものとする。
  - (2) 修理の実施に先立ち施工計画書を作成し、監督員の承諾を受けるものとする。
  - (3) 現地作業実施に際しては、作業員名簿を提出すると共に、作業日報を提出し、監督員に修理の進捗状況及び次期作業予定を報告すること。
  - (4) 安全には十分に配慮して作業を実施すること。
  - (5) 部品の交換を行う際に分解点検の結果、予測されなかった著しい摩耗損傷の箇所があるなどの事態が生じた場合、監督員と協議のうえ措置を講じるものとする。
  - (6) 修理作業内で発錆部分があればケレン後、補修塗装を実施すること。
  - (7) 全工事が完了したときは、請負業者は速やかに不要材料及び仮設物を処分又は撤去し清掃後片付けを行うこと。また、交換及び撤去部品についても請負業者にて責任を持って処理、処分すること。
  - (8) 本修繕において、1年以内に交換部品及び施工調整に起因し、不良箇所が発生した時は請負業者にて誠意をもって対処すること。また、当公社の年点検において異常箇所が発見されたときも同様とする。
  - (9) 修繕完了後は、修理箇所の状況等を記した完成図書及び工事記録写真をまとめ、完成通知書とあわせて監督員に速やかに提出すること。
    - ①点検整備の作業内容を整理すること。
    - ②交換部品の名称と数量を整理すること。
    - ③各機器の計測値については、基準値（JIS、社内基準等）と比較し、判定できるものとすること。
  - (10) 本修繕により更新及び修繕した機器については、修繕終了後に各機器の単体試験や調整及び動作試験を十分に行ったのち、実負荷による試運転を行い、制御系統を含む諸機能が正常で規定の性能を有することを確認すること。

- (11) 本修繕により運転・制御方法が変更になる部分については、プラント全体の総合調整を行い、運転操作員及び検査員立会のもとで完成検査を行うものとする。

## 一 般 事 項

### 1 適 用

この仕様書は、(公財)広島県下水道公社が発注する修繕業務の実施に適用する。

また、様式については(公財)広島県下水道公社HPを参考とする。

<http://www.kengesui-hiroshima.or.jp/download-paper/index.html>

### 2 提出書類

「別紙一提出書類」による。

### 3 承諾書の提出

本業務に使用する機器・資材等の製作及び手配並びに施工については、発注者が必要と認めた場合、承諾図書等により承諾を受けた後に着手するものとする。

### 4 完成図書の提出

- (1) 本業務の完成図書の提出部数は、発注者との協議により変更できるものとする。
- (2) 完成図書には、完成図、取扱説明書、試験成績表、業務報告書及びその他必要書類をすべて網羅するとともに、目次及び業務概要並びに業務施工場所を記した配置図を添付する。
- (3) 完成図書はA4版ファイルを使用し、背表紙に施工年度、業務名、受注者名を記載する。

### 5 現場作業の注意事項

- (1) 本業務の現場着手前には、監督員と十分な打ち合わせを行い、施設の運転に支障のないよう施工するものとする。  
また、必要に応じて、施工計画書、詳細工程表及び作業手順書類を提出し、監督員の承諾を得ることとする。
- (2) 本業務の作業日及び作業時間は、原則として施設の通常勤務日、勤務時間内とする。(施設の通常勤務日、勤務時間内以外は、原則として業務を実施しない日及び時間とする。)
- (3) 本業務において使用する業務用水及び業務用電力は、施設の運転に支障のない限り施設のものを使用することができる。なお、使用にあたっては、極力節減に努めること。

### 6 設計図書に明示していない事項であっても、業務の目的に照らして当然必要と認められる事項については、受注者の責任において実施するものとする。

### 7 安全管理

- (1) 受注者は、業務の実施にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守して作業員の安全を図らねばならない。
- (2) 業務の施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」(令和元年9月2日国土交通省告示第496号)を遵守して公衆災害防止に努めなければならない。

### 8 本業務に関わる法令及び日本工業規格等の規格は、これを遵守しなければならない。

### 9 業務妨害等を行う圧力団体等の不当介入に対して、適切な処置を講じ、警察から「被害受理証明書」が交付され、かつ工程調整を行ったにもかかわらず、業務期間に遅れが生じるおそれがある場合は、業務期間延期を求める書類に、当該証明書を添付し提出しなければならない。

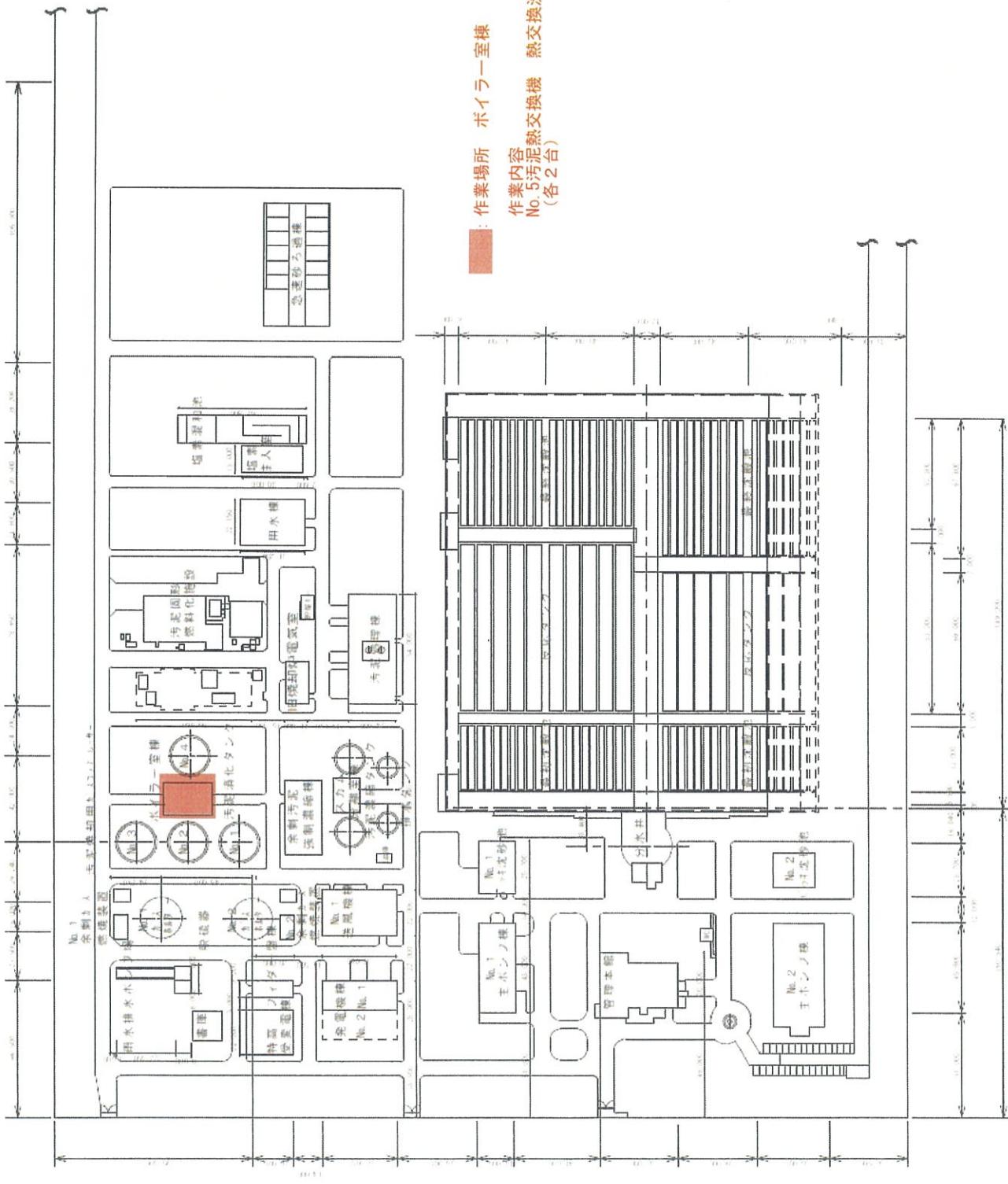
### 10 廃材処分等

本業務により発生する建設廃材等の産業廃棄物及び屑・がら等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に適合するように処理し、業務完了時には中間処理までの、マニフェストA・B<sup>2</sup>票(排出事業者送付用)の写しを提出しなければならない。

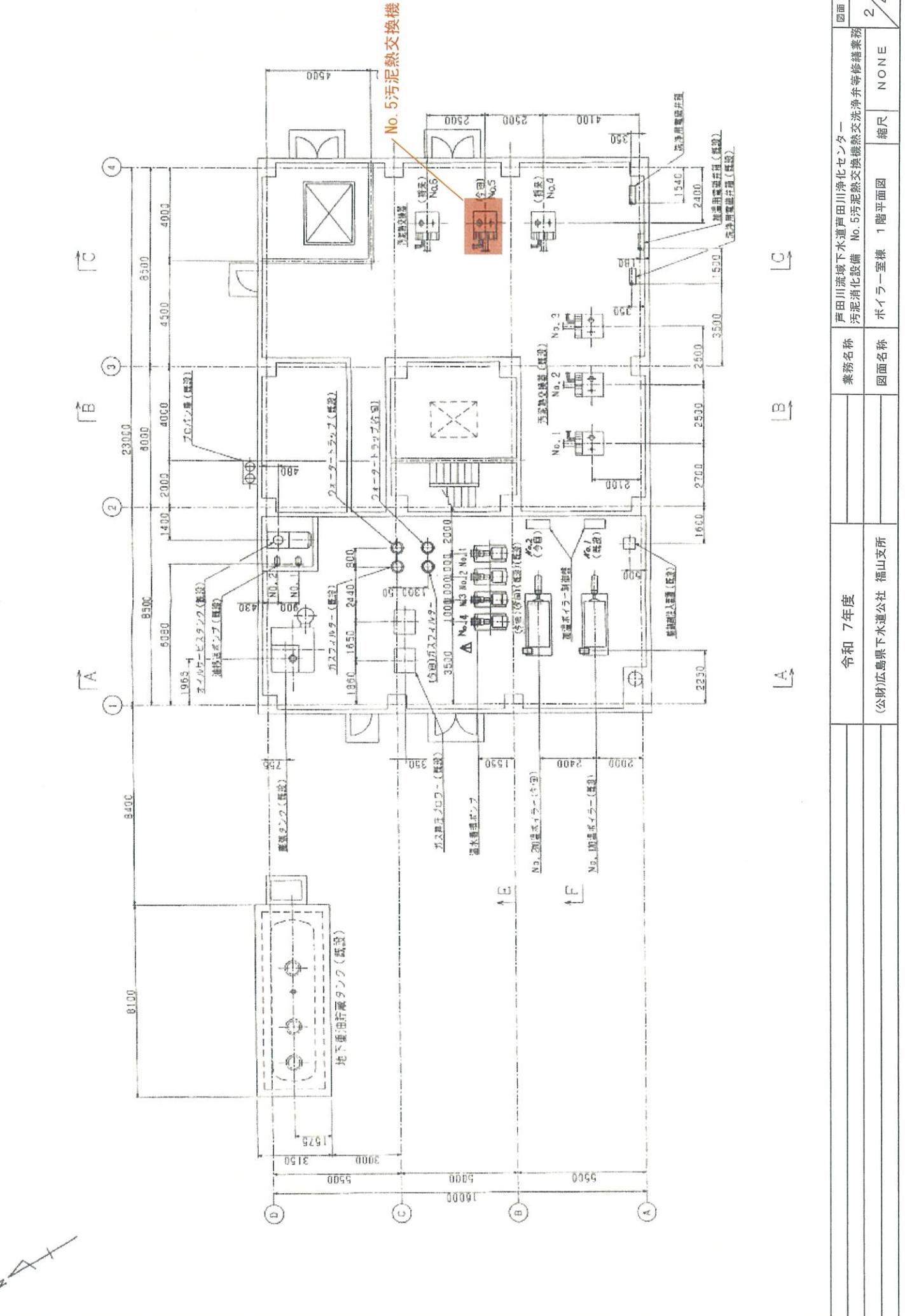
また、最終処分終了後にD・E票の写しを提出しなければならない。



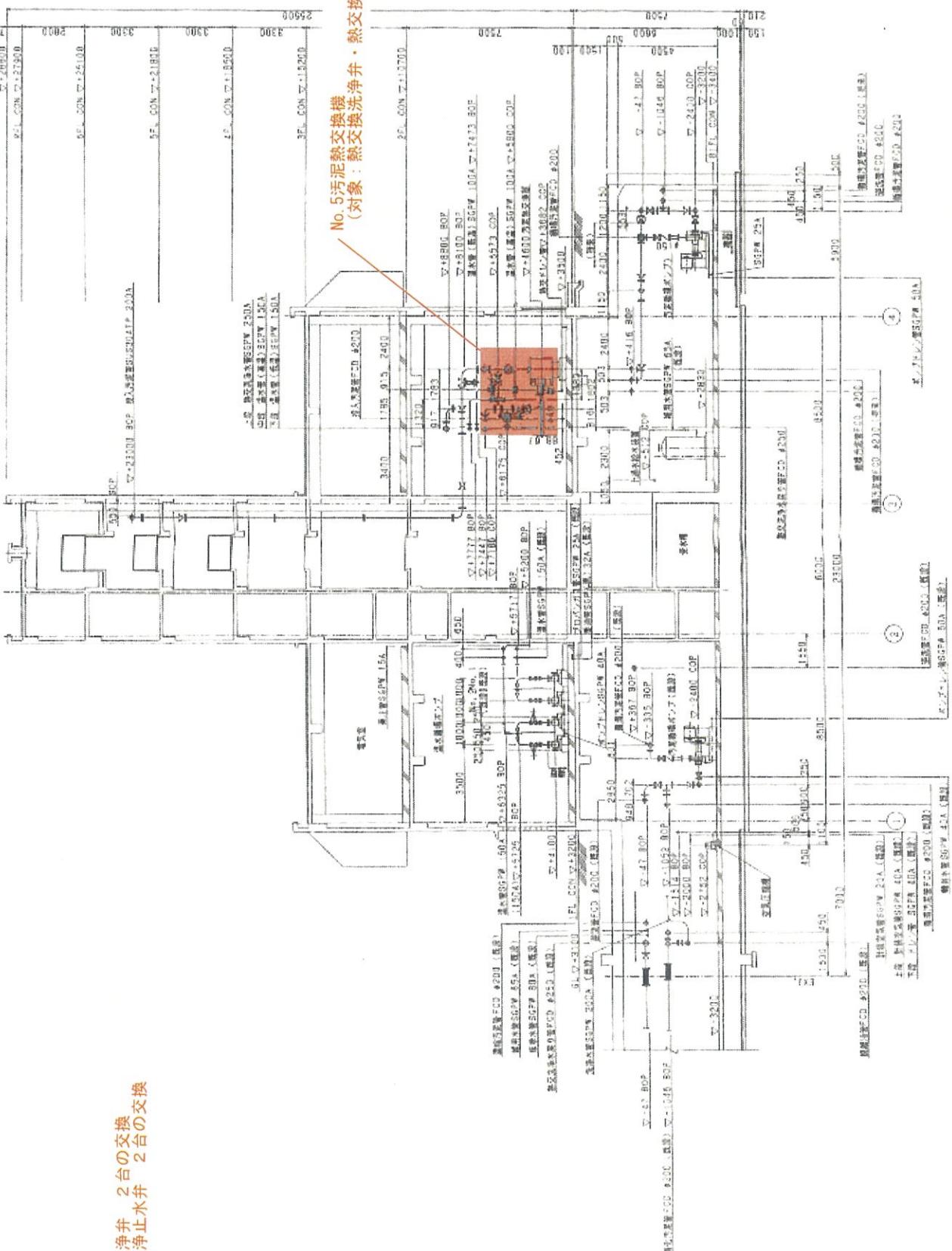
# 芦田川浄化センター全体配置平面図



令和7年度		業務名称		図面No.	
(公財)広島県下水道公社 福山支所		芦田川流域下水道芦田川浄化センター 汚泥消化設備 No. 5汚泥熱交換機熱交換洗浄弁等修繕業務		1 / 4	
図面名称	場内平面図	縮尺	NONE		



作業内容  
・熱交換洗浄井 2台の交換  
・熱交換洗浄止水弁 2台の交換



令和 7 年度		業務名称	芦田川流域下水道言田川净化センター 汚泥消化設備	図面 No.
(公財)広島県下水道公社 堀山支所		図面名称	配管断面図	3 / 4